

中小企業も来年4月から施行！これでバッチリ

# 「残業上限規制」対策セミナー

大企業ではすでに施行されている「**残業時間の上限規制**」が来年4月から中小企業でもスタートします。罰則付きの法改正です。上限チェックが非常に煩雑で「知らないうちにオーバーしてしまった」ということにもなりかねません。労働時間管理方法の見直しが必要です。

また、**36協定も様式が変更**され、記入内容も複雑になっています。本セミナーでは、残業時間の上限規制の内容をお伝えし、具体的な対応方法についてわかりやすく説明します。

すぐ参考ができるノウハウが満載です。奮ってご参加下さい！

**働き方改革  
徹底対策  
第4弾！**

## ◆プログラム◆

- ① 労基法改正「残業上限規制」の内容とは
- ② 36協定新様式の書き方
- ③ 従業員代表選任は正しく行っていますか？
- ④ 上限オーバーを防ぐシンプルなチェック法
- ⑤ 法改正に対応した労働時間管理の方法
- ⑥ 過重労働・未払い残業代問題への対策  
管理職・営業職も労働時間管理が必要？  
固定残業手当の見直しが求められる
- ⑦ “次世代に残したい企業”  
『ホワイト企業』認定についてのご紹介

## ☆セミナー参加特典☆

**従業員代表選任用社内通知文例&  
信任様式をプレゼント！**

2019年7月4日(木)  
8月5日(月)

いずれも14:00~16:30

場所:西武信用金庫八王子支店  
(JR八王子駅北口徒歩10分)

参加費:20,000円(税込)

※2人目からは10,000円

【顧問先企業様は無料です】

※社労士、税理士、経営コンサルタント等  
のご参加はお断りいたします。

◆講師◆ 高木 厚博 (高橋賃金システム研究所副所長、特定社会保険労務士)  
/高橋賃金システム研究所コンサルタント

高橋賃金システム研究所/多摩労務管理事務所は「人事から経営を支援する」をコンセプトに約25名のスタッフを擁し、顧問先200数十社のサポートを行っている人事コンサルティング企業・社労士事務所です。

席数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。【お申込みFAX:042-627-0528】

参加日に✓⇒ ■7/4 ■8/5

貴社名		従業員数	名
所在地	〒		
TEL		FAX	
お名前①		役職	
お名前②		役職	

主催:株式会社高橋賃金システム研究所/多摩労務管理事務所

<本社> 八王子市寺町1-1 TEL:042-627-0521/FAX:042-627-0528

E-Mail taka0001@sepia.ocn.ne.jp / HP <https://katsujin-consul.com>